



平成28年 2月23日

各 位

上場会社名 バリューコマース株式会社
代表者 代表取締役社長 最高経営責任者 香川 仁
(コード番号 2491)
問合せ先責任者 取締役 最高財務責任者 遠藤 雅知
(TEL 03-4590-3600)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年 2月23日開催の取締役会において、平成28年 3月24日開催予定の第20期定時株主総会において承認されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行する方針を決議し、これに伴い同定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

平成27年 5月 1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号。以下、「改正会社法」という。)によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。それを踏まえ、当社は、取締役会の監督機能の強化によりコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図るため、監査等委員会設置会社へ移行するものであります。

(2) 移行の時期

平成28年 3月24日開催予定の第20期定時株主総会において、定款変更議案が承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行する予定であります。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

1. 経営環境が著しく変化するなか、今後の事業展開の多様化に対応するため、現行定款第2条に事業目的の変更を行うものであります。
2. コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会設置会社及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役会及び監査役に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
3. 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第31条第2項を変更するものであります。
当該変更については、各監査役の同意を得ております。
4. その他、上記の変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～ 1 3. (省略)</p> <p>1 4. <u>前各号に附帯する一切の業務</u></p> <p>第 3 条 (省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条 ～第 8 条 (省略)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 9 条 当社は、会社法 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>第 1 0 条～第 1 1 条 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～ 1 3. (現行どおり)</p> <p>1 4. <u>その他適法な一切の事業</u></p> <p>第 3 条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査等委員会</u></p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p>3. <u>会計監査人</u></p> <p>第 5 条 ～第 8 条 (現行どおり)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第 9 条 当社は、会社法第165条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって同条第 1 項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</p> <p>第 1 0 条～第 1 1 条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株主の権利の行使等に関する取扱、その他株式及び新株予約権に関する取扱い及びそれらの手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または本定款の定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第13条～第17条 (省略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびに<u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</u></p> <p>第4章 取締役、代表取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役の員数は11名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 当社の取締役は、株主総会において、選任する。</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. (省略)</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株主の権利の行使等に関する取扱い、その他株式及び新株予約権に関する取扱い及びそれらの手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は本定款の定めるもの<u>他</u>、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第13条～第17条 (現行どおり)</p> <p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会における議事については、<u>法令に定めるところにより、これを議事録に記載又は記録する。</u></p> <p>第4章 取締役、代表取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役の員数は、<u>11名以内とする。</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2. 前項の取締役のうち監査等委員である取締役の員数は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 当社の取締役は、株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第22条 (省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>4. <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>5. <u>補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとする。</u></p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>第25条 (省略)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第27条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議をもって、取締役の中から、取締役社長1名を定め、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(業務執行)</p> <p>第28条 当社の業務は、取締役社長がこれを統轄し、専務取締役又は常務取締役または、他の取締役は取締役社長を補佐してこれを分掌する。</p>	<p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事については、<u>法令に定めるところにより、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第27条 代表取締役は、取締役会の決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議をもって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、取締役社長1名を定め、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(業務執行)</p> <p>第28条 当社の業務は、取締役社長がこれを統轄し、<u>他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>は取締役社長を補佐してこれを分掌する。</p>

現行定款	変更案
<p>2. 取締役社長に欠員<u>または</u>事故があるときは、予め取締役会の定める順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第29条 取締役会に関する事項については、法令<u>及び</u>本定款に定める事項の他、取締役会の定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 <u>(以下、報酬等という。)</u> は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 (省略)</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>2. 取締役社長に欠員<u>又は</u>事故があるときは、予め取締役会の定める順序に従い、他の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> が取締役社長の職務を代行する。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第29条 取締役会に関する事項については、法令<u>又は</u>本定款に定める事項の他、取締役会の定める取締役会規則による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u>株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第32条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>

現行定款	変更案
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査等委員会
(新設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u>
	<p><u>第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
(新設)	<u>(監査等委員会規則)</u>
<u>(監査役の員数)</u>	(削除)
<u>第32条 当社の監査役の員数は3名以上とする。</u>	
<u>(監査役の選任)</u>	(削除)
<p><u>第33条 当社の監査役は、株主総会において、選任する。</u></p> <p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<u>(監査役の任期)</u>	(削除)
<u>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>	

現行定款	変更案
<p><u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤監査役)</u></p>	(削除)
<p><u>第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集)</u></p>	(削除)
<p><u>第36条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までにこれを発するものとする。ただし、緊急の必要がある時には、この期間を短縮することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会規則)</u></p>	(削除)
<p><u>第37条 監査役会に関する事項については、法令及び定款に定める事項の他、監査役会の定める監査役会規則による。</u></p>	
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p>	(削除)
<p><u>第38条 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p>	(削除)
<p><u>第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p>	
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p>	(削除)
<p><u>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	

現行定款	変更案
<p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p><u>第41条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第42条～第45条（省略）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第35条～第38条（現行どおり）</p> <p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第20期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

(3) 定款変更の日程

定款変更のための株主総会開催日

平成28年3月24日（木）

定款変更の効力発生日

平成28年3月24日（木）

以 上